

製品に関する環境配慮基本ガイドライン



2017年度改定版

東京計器株式会社

目次

1. 当社の製品への環境配慮及び含有化学物質管理	1
1-1. はじめに	1
1-2. 当社の環境マネジメント体制	1
1-3. 環境方針	2
1-4. 製品の環境配慮への取組み	3
1-5. 当社の製品含有化学物質管理	3
1-6. 製品含有化学物質管理に係るその他の事項	3
2. 含有禁止/含有管理物質の管理について	3
2-1. 含有する化学物質に対する制限	3
2-2. 含有する管理物質の管理	3
改訂履歴	4

1. 当社の製品への環境配慮及び含有化学物質管理

1-1. はじめに

近年の我々を取り巻く地球環境は、排出ガスなどによる気候などへの影響だけでなく有害物質の生態系への影響が強く懸念される状況にあります。このような中で、製品に含まれる化学物質を管理し有害化学物質を排除することは、より良い未来社会への投資となります

当社においても地球環境に関する社会的要請を踏まえ、2004 年度に「製品に関する環境配慮基本ガイドライン」を制定しましたが、2017 年度より今般の環境配慮に関する社会的認識や含有化学物質情報管理に関する考え方の変化などを踏まえ、ガイドラインの見直しを行うこととしました。

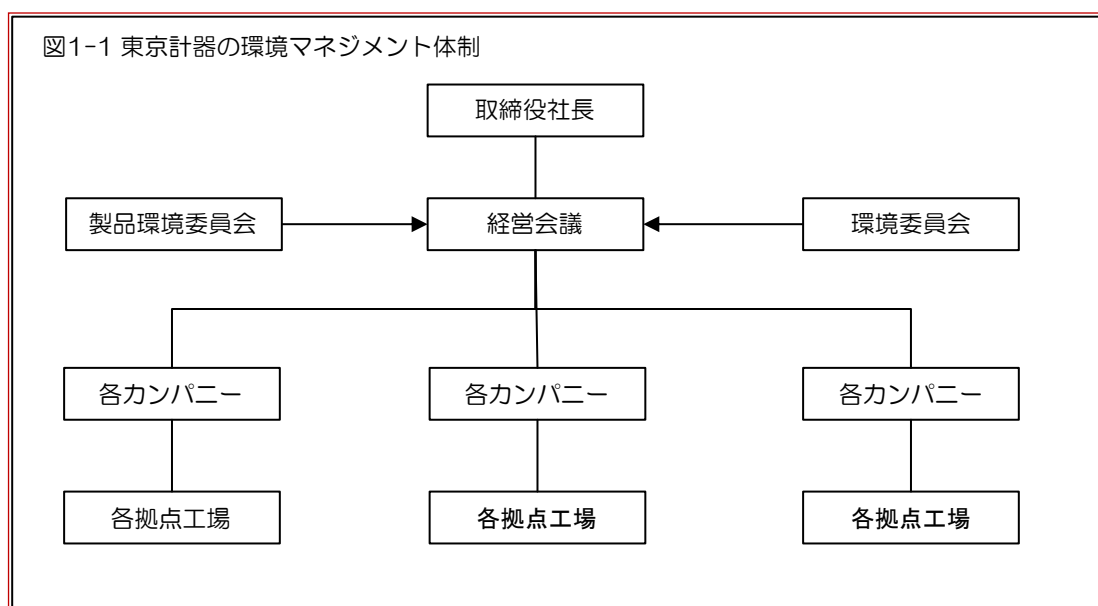
今回の見直しは、含有化学物質調査の標準化の動きにあわせ JAMP(アーティクルマネージメント推進協議会)準拠の含有化学物質管理ならびに調査方法を当社の標準としたことが要点となっております。この JAMP 様式である AIS/MSDSplus は日本国内の標準的な調査様式として既に広く流通しており、ご協力いただくお取引先様にとっても調査業務の効率化が図れるなどの利点がありますので、ご協力のほど、よろしくお願いいたします。

※JAMP 様式は将来的には経済産業省が主導する chemSHERPA 様式に統合される予定ですが、主流になるまでには相当の時間を要すると考えられるため、JAMP 様式を採用することとなりました。

なお、JAMP 様式と chemSHERPA 様式には共通的な内容も多いため、将来的に chemSHERPA 様式に移行したとしても、JAMP 様式での経験が活かせるものと考えます。

1-2. 当社の環境マネジメント体制

当社の環境マネジメント体制を図 1-1 に示します。当社では環境委員会及び製品環境委員会の二つの全社を横断する会議体を設置して環境マネジメントを実施しています。環境委員会では拠点ごとの環境マネジメントシステムの構築を、製品環境委員会では製品の環境配慮のために全社環境マネジメントを行うものとして活動しています。



1-3. 環境方針

当社の環境方針は 2002 年 3 月 1 日に制定され、当社のホームページなどで公開されています。当社の製品に関する環境配慮基本ガイドラインは、この環境方針に沿って定められています。

当社の環境方針を次に示します。

東京計器は、計測、認識、制御といった人間の感覚の働きをエレクトロニクス技術で製品化することで社会に貢献してきました。その事業活動にあたっては、従来から環境に十分配慮してきましたが、地球規模での環境保全の重要性を再認識し、さらに一歩進めて、“豊かな自然と限りある資源を次の世代に継承する”ため、技術的、経済的に可能な限り、全員参加のもと、環境の保全及び改善に取り組んで行きます。

- (1) すべての事業活動及びお客様に提供する製品の製造、使用、廃棄の各段階において環境影響を評価し、省資源、省エネルギー、廃棄物の削減、汚染の防止に努めます。
- (2) これらの取組みに対し環境目的・目標を定め、計画-実施-チェック-アクションの管理サイクルを確立し達成します
- (3) 環境関連法令、条例、業界の行動規範及び地域社会との協定を遵守することはもとより、可能な限り自主的に管理基準を定め、これを維持管理します。
- (4) すべての従業員が参加する環境マネジメントシステムを構築し、監査及び見直しを通じ、システムの継続的な改善を行います。
- (5) 環境マネジメントシステムの理解と環境意識の高揚を図るため、すべての従業員に教育を行うとともに、関係会社、協力会社へも理解と協力を働きかけます。
- (6) この環境方針は、社外へ公表します。

1-4. 製品の環境配慮への取組み

当社は、当社が設計、生産、及び販売する製品に対する環境配慮への取組みとして次を行います。

- (1) すべての製品について、法令等で規定される含有化学物質に関する制限等を遵守します。
- (2) 市場または顧客の要求等でカンパニーが必要と判断した製品については、含有化学物質を調査し、含有化学物質情報を適切に管理します。
- (3) 製品の開発・設計においては、循環型社会の構築に貢献するため 3R(Reduce, Reuse, Recycle : リデュース、リユース、リサイクル)に積極的に取り組みます。
- (4) 製品への環境配慮が日常的なものとして定着するように、定期的な製品環境教育および環境監査を実施します。
- (5) この活動に賛同していただけるお取引先様とは「グリーンパートナー制度基準書」に基づく協調関係を構築し、生産活動を効率的に推進します。

1-5. 当社の製品含有化学物質管理

当社は 1-4(2)の管理を、含有化学物質の調査、管理を行うための全社共通のシステム(以下、CMS といいいます。)に情報を登録することによって行います。CMS の維持管理は全社を統括する部署が行うことによって、各カンパニーが事業活動の中で実施している含有化学物質の管理が適切であることの確認を行い、全社の環境マネジメント体制を堅持します。

製品が RoHS 指令や ELV 規制対応、REACH の高懸念物質群非含有などを求められた場合においては、CMS に蓄えられた含有化学物質情報をその証跡とします。

1-6. 製品含有化学物質管理に係るその他の事項

このガイドラインに定められた事項以外については、JIS Z 7201 (製品含有化学物質管理—原則及び指針)及び JAMP(アーティクルマネジメント推進協議会)の「製品含有化学物質管理ガイドライン」の考え方を参考として活用します。

2. 含有禁止/含有管理物質の管理について

当社は、環境に配慮した製品を世の中に提供するため、当社製品を構成する部品、材料に対し、次の制限等を行います。

2-1. 含有する化学物質に対する制限

当社は、含有禁止物質(TKEG-DOC-1002(含有禁止・含有管理物質リスト)参照)を含有(法令等で閾値が決められている場合は、閾値を越えて含有)する部品、材料を当社製品に使用することを禁止します。

なお、含有禁止物質とは、国内法で製造、使用等が禁止、若しくは制限されている化学物質、並びに当社が特定の含有化学物質制限(RoHS 指令, REACH 規則,その他業界規制等)に製品を適合させる場合に、購買仕様書、図面等で制限を定めた物質のことです。

2-2. 含有する管理物質の管理

当社は、市場または顧客の要求等でカンパニーが必要であると判断した場合、当社製品を構成する部品、材料に含有する化学物質について、部品、材料をご納入いただくお取引先様に対し、JAMP 様式による調査を行い、その結果を管理します。

改訂履歴

記号	年月日	内容
—	2004.一.一	初版発行
A	2010.5.12	・社名変更に伴う社名及びロゴを変更。 ・区分Ⅹとその扱いを追加。 ・表 2-2～2-5 の差し替え。（物質自体の変更はなし）
B	2017.4.1	当社標準の含有化学物質管理ならびに調査方法を JAMP 準拠とし、次の文書について全面改定を行った。 ・製品に関する環境配慮基本ガイドライン(文書番号：TKEG-DOC-1001) ・含有禁止・含有管理物質リスト(文書番号：TKEG-DOC-1002B) ・グリーン調達基準書(文書番号：TKEG-DOC-1011B) ・グリーンパートナー制度基準書(文書番号：TKEG-DOC-1012C)

